

大阪市港区役所協働まちづくり推進課における 臨時的任用職員採用試験要項

令和8年8月28日
大阪市港区役所

1 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定者数	1名（事務職員）
受験資格	次のいずれにも該当する者 (1) パソコン（ワード・エクセル・メール）の基本的な操作ができる者 (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者 【地方公務員法第16条（抜粋）】 （欠格条項） 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・年齢、学歴は問いません。 ・この職は日本国籍を有しない方も受験できます。 （注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。
任用期間	令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水）

2 筆記（作文）試験【事前提出】

応募時に筆記試験を実施します。所定の申込書等とあわせて提出してください。

課題：あなたが区役所職員として従事するにあたり、これまでの経験を通じて大事にしたいと思うことについて500字程度で記述してください。

解答様式：大阪市港区協働まちづくり推進課 臨時的任用職員 筆記試験（解答様式）

3 面接試験

集合日時 令和8年9月18日（金）

集合時間については、後日「受験案内」によりお知らせします。

集合場所 大阪市港区役所 協働まちづくり推進課 53番 教育・人権啓発グループ

方法 主として人物について面接により行います。

※ 試験の可否については、筆記（作文）試験及び口述試験の結果により決定します。

4 受験手続

受験申込については、持参または郵送にて受け付けます。

申込方法	【受付期間】 令和8年8月28日(金)から下記期日まで 〔持参の場合：令和8年9月11日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 午前9時から午後5時30分とする 〔郵送の場合：令和8年9月11日(金)必着（当日消印ではなく<u>必着</u>です）〕 【提出先】 〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25（港区役所53番窓口） 大阪市港区役所協働まちづくり推進課（教育・人権啓発グループ） ※「職員採用試験申込書等在中」と朱書した定型封筒(長形3号)に下記①～④の必要書類を入れて送付してください。 なお、書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。 また、郵送料金不足の場合は受け付けません。 【必要書類】 ※次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。 ①<u>大阪市臨時的任用職員採用申込書</u>：1通 ※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。 ②<u>申し立て書</u>：1通 ③<u>大阪市港区協働まちづくり推進課 臨時的任用職員 筆記試験（解答様式）</u>：1通 あなたが区役所職員として従事するにあたり、これまでの経験を通じて大事にしたいと思うことについて500字程度で記述してください。 ④<u>「受験案内」送付用の定型封筒(長形3号)</u>：1通 ※宛先欄に受験者の住所及び氏名を記載のうえ110円切手を貼付してください。 切手の貼付がない場合は、受験案内を送付しませんので、必ず貼付してください。 ※大阪市臨時的任用職員採用申込書（上記①）、申し立て書（上記②）、大阪市港区協働まちづくり推進課 臨時的任用職員 筆記試験（解答様式）（上記③）は本市所定の様式に限ることとし、後掲の申込書配付場所まで来庁して受取るか、郵送請求又は大阪市港区役所ホームページから取得するか、いずれかで対応してください。
受験案内の送付	試験の日時・場所等の詳細については、令和8年9月14日(月)（予定）に郵便で発送する受験案内により受験者本人あて通知します。 なお、令和8年9月17日(木)午後4時30分までに受験案内が届かない場合は、大阪市港区役所協働まちづくり推進課（教育・人権啓発グループ）あてご連絡ください。

5 従事する職務内容等

大阪市港区役所協働まちづくり推進課に勤務し、教育活動支援、人権啓発、生涯学習、青少年の健全育成、市民活動の推進などに関する業務に従事することとし、具体には概ね次のとおり。

- (1) 区内の市立学校園や学習教室事業者との連絡調整や、提出される報告書類等の確認、集計など
- (2) 本市の財務会計システムを用いた会計処理などの事務
- (3) 差別落書きなどへの対応や人権相談に対する補助
- (4) 生涯学習や青少年の健全育成など、地域の活動と連携したさまざまな事業にかかる事務
(これらの地域活動として、本市が委嘱している者で構成される団体や各種の地域団体や事務委託事業者との連絡調整を含む)
- (5) 広報に関すること(区役所ホームページの作成・修正やSNSによる情報発信など)
- (6) その他、関係先との調整、資料・文書作成、会議運営、イベント従事等

※上記業務における事務処理、窓口対応、電話対応、パソコン入力作業等を含みます。

6 勤務条件

勤務場所	大阪市港区役所協働まちづくり推進課
勤務日・勤務時間・休日・休暇	① 勤務日・休日 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)を勤務日とし、土・日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を休日とする。 イベント等の対応で休日に出勤を求める場合は別途、振替休日を付与する。 ② 勤務時間 午前9時から午後5時30分(うち休憩時間45分) ③ 休 暇 年次有給休暇、その他特別休暇
給与等	① 給料:月額227,824円(地域手当を含む、令和8年8月現在) ※職歴などがある方には、その経歴に応じて加算される場合があります。 ※その他、各種手当(扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等)があります。 ② 通勤手当:1ヶ月あたり55,000円までで、最も経済的な経路の6ヶ月以内の最長の定期券額 ③ 超過勤務手当:時間外勤務の勤務実績に基づき支給します。 ④ 支給日:月末締め、原則当月17日払い(1月は18日) ただし、支給日が土曜日・日曜日・祝日の場合は前後することがあります。 ⑤ 社会保険等:大阪市職員共済組合、厚生年金保険に加入となります。

7 要項・申込書等の請求

配付場所	大阪市港区役所協働まちづくり推進課(教育・人権啓発グループ)(区役所53番窓口)
郵送で請求する場合	封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書き、返信用封筒として、郵便番号とあて先を明記の上、所定の切手(140円切手〔速達の場合は440円切手〕)を貼付した角形2号封筒またはレターパックライト等を同封し、大阪市港区役所協働まちづくり推進課(教育・人権啓発グループ)あて請求してください。 ただし、請求封筒の到着時期によっては、申込期日までに届かない場合があります。

8 結果の発表

選考の結果発表については、令和8年9月24日(木)付け(予定)で受験者全員に本人あて通知します。なお、電話での問い合わせにはお答えできません。

9 その他

- ① この試験において提出された書類等は、受験を辞退した場合を含め、受付後返却しません。
- ② 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ③ 試験合格者について、後日応募資格がないこと、申込書ほか受験に際し提出した書類の記載内容及び面接試験での口述内容に誤りがあった場合には、採用を取り消すことがあります。

*この試験についての問い合わせは

大阪市港区役所協働まちづくり推進課(教育・人権啓発グループ)【担当:村上・岡崎】

〒552-8510 大阪市港市区岡1-15-25 港区役所5階53番窓口

電話 (06) 6576-9975

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載する条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと